

新高額障害福祉サービス等給付費(サービス利用料の償還)のご案内

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、下記の要件をすべて満たす場合は、介護保険移行後に利用した特定の障害福祉サービスに相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

■対象者要件

下記の要件①～⑥を全て満たす必要があります。

対象者要件	
①	65歳になる前5年間継続して、 <u>特定の障害福祉サービス</u> ※の支給決定を受けていたこと。 《※特定の障害福祉サービス》 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 ただし、自立支援法全面施行(平成18年10月1日)以降の特定の障害福祉サービスに限る。
②	<u>65歳に達する日の前日の属する年度</u> (65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は前年度)において、本人及びその配偶者が、「市町村民税非課税」または「生活保護※」であったこと。※境界層該当者として負担軽減を受けていたこと含む
③	65歳に到達した後、 <u>介護保険サービスの利用月の属する年度</u> (当該サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあっては前年度)において、本人及びその配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」であること。
④	65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であったこと。
⑤	40歳から65歳までの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと。
⑥	介護保険移行後に、 <u>上記①のサービスに相当する介護保険サービス</u> ※を利用していること。 《※①のサービスに相当する介護保険サービス》 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは除く)

■償還対象

平成30年4月以降に提供された上記⑥の介護保険サービスに係る利用者負担額

【留意事項】

- ◆介護保険法における高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費の償還後の利用者負担額が対象です。
- ◆介護保険サービスの利用での1割負担額以外の実費負担額は含みません。
- ◆対象となる月から5年を経過すると時効により申請できなくなります。



■ 手続について

【申請に必要なもの】

- ① 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(様式第 36 号)
- ② 同意書
- ③ 申請者の銀行口座がわかるもの
- ④ 申請者のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類と本人確認書類(下記参照)

★ 生活保護を受けている場合は、担当ケースワーカーにご相談ください。

【本人確認書類】

1点で確認できる書類	2点で確認できる書類
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード※・身体障害者手帳 (交付日から10年以内のもの)・精神障害者保健福祉手帳(写真付のもの)・療育手帳・運転免許証・顔写真付きの住民基本台帳カード・パスポート・在留カード など <p>※マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類としては使用できません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;"><p>(○)マイナンバーカード</p></div><div style="text-align: center;"><p>(×)マイナンバー通知カード</p></div></div>	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳 (交付日から10年以上経過したもの)・顔写真の無い精神障害者保健福祉手帳・顔写真の無い住民基本台帳カード・健康保険証・介護保険証・年金手帳、各種年金証書・母子健康手帳・医療受給者証(子どもの医療証、障害者医療証など)・箕面市から送付している書類(1種1点のみ) (障害福祉サービス受給者証、納税通知書、生活保護の決定通知書・受給証明書など)・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・預金通帳、キャッシュカード、学生証、公共料金の通知書(本人名義のもの)(1種1点のみ)

■ 申請時の注意点

- ◆ 本給付費に関してご不明の点がある場合は、障害福祉室へご相談ください。
- ◆ 本給付費の対象かどうか確認したい場合は、まずは申請してください。
- ◆ 高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費の償還後でなければ、本給付費の申請を受け付けることはできません。
- ◆ 申請後、決定までに1ヶ月程度時間を要します。決定通知送付時に、給付費の支払い日をお知らせいたします。

■ 申請窓口 ・ お問い合わせ先

箕面市 健康福祉部 障害福祉室

〒562-0014 箕面市萱野5丁目8番1号 みのおライフプラザ
電話 072-727-9514 FAX 072-727-3539